

令和元年第4回定例会議事日程（第2号）

令和元年12月6日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第55号 吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第57号 吉富町課制条例の制定について
- 日程第5 議案第58号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第60号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第61号 吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第62号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第10 議案第63号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第64号 令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第65号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第66号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第67号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて

令和元年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和元年12月6日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月6日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	永野 公敏
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	竹内 一代

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○副議長（横川 清一君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございますが、本日、議長が所用でちょっとおくれるという旨の報告がありましたので、暫定的に私が議長席で仕事をさせていただきます。

では、ただいまより暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

.....
午前10時07分再開

○副議長（横川 清一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は9名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○副議長（横川 清一君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、梅津議員、岸本議員の2名を指名いたします。

ここで、執行部より発言の申し出がありましたので、それを許可いたします。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まことに申しわけございません。議案書に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

お手元に訂正箇所を記載した紙を配付させていただいております。訂正箇所は3カ所でございます。

まず、議案書10ページ、下から8行目でございます。訂正箇所の一覧表でございますが、右側の5、「法第22条第1項に規定する」とございますが、これが「第22条の2」という字句が抜けておりました。

次です。議案書11ページ、下から7行目でございます。「第2条第3号を第4号とし」とございますが、これを「第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「同号」を「同条第4号」とし、同条」と字句の訂正をお願いいたします。

3つ目です。12ページ、上から1行目でございます。見出し中、訂正前が、「支払い方法等及び昇格等の基準」とございますが、これを「支払い方法等」に改めていただきたいと思います。

その下の2行目です。右側のほうに並びにという「並びに」がございますが、これを「及び」に訂正をお願いしたいと思います。

その下3行目ですが、「及び昇格等の基準は、」というのがございますが、これを「等につい

ては、」というふうに字句の訂正をお願いしたいと思います。

議案書の訂正に伴いまして、新旧対照表も訂正をお願いしたいと思います。一覧表は2ページになります。

新旧対照表、資料ナンバー1の新旧対照表4ページでございます。左側の改正案の中で、先ほど申しましたが、「法第22条第1項」とありますが、「法第22条の2」でございます。

続きまして、8ページでございます。左側の改正案の上から2行目「前2号」を「前3号」にお願いをいたします。上から8行目、「支払い方法及び昇格等の基準」、これを「支給方法等」に訂正をお願いします。

その下「並びに」を「及び」、その下「及び昇格等の基準は、」、これを「等については、」、訂正をお願いしたいと思います。

たび重なる訂正のお願い、まことに申しわけございません。今後はこのようなことのないよう、余裕を持って準備をしたいと思っております。どうも申しわけございませんでした。

以上です。

日程第2. 議案第55号 吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について

○副議長（横川 清一君） それでは、日程第2、議案第55号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

議案書2ページをお願いをいたします。

吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてであります。

地方公共団体における臨時・非常勤職員は、平成28年4月現在で約64万人と年々増加をいたしております。地方行政の重要な担い手となっております。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用勤務条件を確保するため、平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定され、会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月1日から施行されることになりました。

本条例は、吉富町における会計年度任用職員の給与等及びその支払い方法について定めるものでございます。

吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。第1条、目的でございます。この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び204条第3項の規定に基

づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

地方公務員法第24条第5項、地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定は、いずれも給与等及びその支払い方法は、条例でこれを定めなければならないという内容でございます。この条例の目的は、これらの法に基づいて制定をするというものでございます。

第2条、定義。この条例において、「会計年度任用職員」とは、次に掲げる者をいう。第1号、法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計任用職員」という。）、第2号、法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）。

第2項、この条例において、「一般職の職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員をいう。

第2条は、定義でございます。この条例に用いられている用語について、意義を明確にするものでございます。

第3条、給与の種類。この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当（以下「各種手当」という。）とする。

この第3条は、会計年度任用職員に対して支給する給与等を明らかにするものでございます。フルタイム会計年度任用職員が、給料の支給対象者である一方、パートタイム会計年度任用職員は、報酬の支給対象であるため、その旨を明確に規定するものでございます。

第4条、給与及び費用弁償の支払。第4条、この条例に基づく給与及び費用弁償の支払いについては、給与条例第3条の規定を準用する。この場合において、給与条例第3条中「給与」とあるのは、「給与及び費用弁償」と、「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

給与条例第3条は、給与の支払い方法を規定しております。第1項で、給与は現金で支払わなければならない。第2項で、職員の申し出により、口座振替の方法により支払うことができると規定されております。これを準用するものでございます。

第5条、給料表。会計年度任用職員の給料表の種類は、給与条例第5条に規定する給料表とする。給与条例第5条は、一般職の職員の給料表を規定しています。同一労働、同一賃金の観点から、会計年度任用職員の給料表は、一般職の職員の給料表を用いるというものでございます。

第6条は、報酬及び給料の基準でございます。会計年度任用職員の職務の級は、その職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、別表に定めるとおりとし、その号給は、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。

地方公務員法第24条第1項に規定する職務給の原則から、職員の給与がその職務と責任に応ずるものでなければならないと規定をされております。職員には会計年度任用職員も含まれますので、会計年度任用職員の給与も、この職務内容と責任、また資格、経験年数によって決定すると規定するものでございます。

議案書7ページをごらんください。

別表第6条関係、級別標準職務表、職務の級、基準となる職務。1級、定型的又は補助的な業務を行う会計年度任用職員の職務。2級、相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務。職務内容と責任、また資格、経験年数によって、1級または2級に格付をするものでございます。その基準につきましては、規則で定めることとしております。

議案書3ページにお戻りください。

第7条、報酬でございます。月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

パートタイム会計年度任用職員に対する報酬でございますが、3種類ございます。月額報酬、日額報酬、時間報酬の3種類でございます。

この第1項では、月額報酬の計算方法を規定しております。前条で決定されたフルタイム勤務と仮定した場合の基準月額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額とするものでございます。

第2項、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

第2項は、日額報酬の計算方法を規定しています。第6条で決定されたフルタイム勤務と仮定した場合の基準月額を1カ月当たりの勤務日数21日で割ることで、1日当たりの報酬額を算出し、さらに当該職員の1日当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額とするものでございます。

第3項、時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162時間45分で除して得た額とする。

第3項は、時間報酬の計算方法を規定しております。第6条で決定されたフルタイム勤務と仮定した場合の基準月額を常勤職員の1カ月当たりの勤務時間である162時間45分で割ることで得た額とするものでございます。

第4項、前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及

び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして前条の規定を適用して得た額とする。

前3項のパートタイム会計年度任用職員の基準月額は、先ほどから御説明いたしておりますとおり、フルタイム勤務と仮定した場合に、その職務内容と責任また資格、経験年数によって決定された額とすると規定するものでございます。

第8条は、報酬に加算する額でございます。次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を前条に規定する報酬に加算して支給する。

第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第23号。以下「勤務時間条例」という。）第18条の規定により任命権者が定める勤務時間（以下「任命権者が定める勤務時間」という。）を超える勤務若しくは休日における任命権者が定める勤務時間中の勤務を命じられ、又は任命権者が定める勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員 規則で定める勤務した時間に対して、第11条に規定する勤務時間勤務1時間当たりの報酬の額に規則で定める割合を乗じて得た額。

パートタイム会計年度任用職員の給与の種類は、本条例第3条で、報酬及び期末手当と規定されております。しかし、定められた勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合には、時間外勤務に相当する額を報酬に加算すると規定するものでございます。割り増し率は常勤の職員と同じ割り増し率でございます。

第2号、特殊勤務手当の支給対象となる業務に従事し、又は給料の調整額の支給対象となる職を占めるパートタイム会計年度任用職員 一般職の職員に支給される特殊勤務手当の額または給料の調整額を超えない範囲で規則で定める額。

第2号の規定は、常勤職員の特殊勤務手当の支給対象となる業務に従事し、又は給与条例第10条に規定する職務の複雑、困難若しくは責任の度合い、または勤務の強度、勤務の時間、勤務環境、その他勤務条件が同じ職務の級に属する職に比べて、著しく特殊性があり、給料月額を調整することができる職務に勤務する場合には、一般職職員の特殊勤務手当に相当する額又は調整額を勤務時間の割合に応じて加算すると規定するものでございます。

第9条は、給与の支給方法等でございます。報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。規則で定める期日は、通勤した月の翌月21日を想定しております。

第2項、日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

第3項、月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日

までの報酬を支給する。

第4項、前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第4項の規定は、月の途中で任務が始まる、または終わるときの報酬月額は、勤務した日数に応じて支給すると規定するものでございます。

第5項、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、一般職の職員の例による。

第1号、給料の支給方法に関する事項。これは、給与条例第8条に規定する給料の支給方法でございませう。給料は月の1日から末日までを計算期間とし、その支給は、毎月21日とするものでございませう。

第2号、給料の調整額並びに通勤手当及び期末手当を除く各種手当の支給に関する事項。給与の調整額は、同じ級に属する他の職員に比べて、著しく特殊な職に対して支給されるものであります。通常、これらの職は、相当の期間任用される職員をつけるべき業務に従事する職に該当し、フルタイム会計年度任用職員が従事することが想定されないうえ、除外をしてあります。

なお、第8条第2項で、パートタイム会計年度任用職員には、この調整額を支給すると規定をしてあります。そういう想定をしてあります。パートタイム会計年度任用職員の任用を柔軟性を持たせるといふものでございませう。

通勤手当は、一般職の場合、県庁への出向など遠隔地へ新幹線等を利用して通勤するケースも想定されますが、フルタイム会計年度任用職員が、それに従事することが想定されないうえ除外をするものでございませう。

期末手当は、本条例第13条に規定されているように、一般職の職員とはその支給の基準が異なるため除外をするものでございませう。

その他本条例第3条に規定する各種手当は、一般職の例により支給するといふものでございませう。

第3号、給与の減額に関する事項。これは、給与条例第14条に規定する給与の減額についてございませう。休日は有給休暇以外で勤務しないときは、勤務しない1時間につき、次号に規定する1時間当たりの給与額を減額して支給するものでございませう。

第4号、勤務1時間当たりの給与額の算出に関する事項。これは、給与条例第18条に規定する、勤務1時間当たりの給与額の算出方法でございませう。1年間の総給料額を1年間の実際の総勤務時間で割った額となつてあります。

第10条は、報酬の減額であります。月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日である場合、有給休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額方法について定めるものでございます。

第1項で、月額報酬のパートタイム会計年度任用職員の報酬の減額方法を定めております。月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合、その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。月額報酬のパートタイム会計年度任用職員の報酬の減額の方法を定めるものでございます。

第11条は、勤務1時間当たりの報酬の額でございます。勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

パートタイム会計年度任用職員は、月額報酬、月額報酬、時間報酬と勤務時間に応じて報酬が支払われる点で、フルタイム会計年度任用職員と異なることから、それぞれに合わせた勤務時間1時間当たりの報酬額の計算方法を規定する必要がございます。

第1号は、月額報酬の場合でございます。第1号、月額による報酬。第7条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額。当該職員の1年間の総給料額を当該職員の1年間の総勤務時間で割った額でございます。

町長が規則で定める時間を減じたものとは、一般職の職員と同じように、1年間の勤務時間から国民の祝日と年末年始の休日を減ずるものでございます。

第2号、月額による報酬。第7条第2項の規定により、計算で得られた額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額。当該職員の1日当たりの報酬額を当該職員の1日当たりの勤務時間で割った額でございます。

第3号、時間額による報酬。第7条第3項の規定により計算して得た額でございます。

12条は、通勤手当でございます。通勤手当については、給与条例第13条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について規定するものです。給与

条例第13条の3の規定を準用するというものでございます。

第13条は、期末手当でございます。次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、給与条例第20条第1項に規定する支給日に期末手当を支給する。

第1号、給与条例第20条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する者。これは、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員についてでございます。

第2号、基準日現在で直前の基準日の翌以降の任期の合計が6月以上ある者。第3号、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者。基準日現在で、任期の合計が6月以上あり、かつ、1週間当たり15時間30分以上、これは2日以上になりますけども、2日以上勤務する職員に期末手当を支給するというものでございます。

第2項、会計年度任用職員の期末手当の額は、給与条例第20条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「再任用職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

給与条例第20条第2項は、基準日以前6月以内の期間における在職期間別割合を定める規定でございます。

第3項は、再任用職員の期末手当の支給割合を定める規定でございます。これを会計年度任用職員は準用するというものでございます。

第3項、期末手当の支給については、前2項によるほか、給与条例第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読みかえるものとする。

給与条例第20条の2は、懲戒処分等を受けた職員に対する期末手当の不支給を定める規定でございます。第20条の3は、期末手当の一時差しとめ処分を定める規定でございます。会計年度任用職員についても、これを準用するというものでございます。

第4項、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間及び期末手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当は、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上、週2日以上職員と規定されております。

パートタイム会計年度任用職員の任用形態は、柔軟性を持たせるため、さまざまなケースが想定されています。毎週決まって週15時間30分以上の勤務とは限らず、ある週はそれを超え、またある週は超えない勤務も想定されます。その場合の1週間当たりの勤務時間、期末手当の基礎額の計算方法を定める必要がございます。これについては規則に委ねるとするものでございます。

第5項、フルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において

当該職員が受けるべき給料の月額とする。フルタイム会計年度任用職員は給料月額が決まっておりますので、その額を期末手当基礎額とするというものでございます。

第14条は、費用弁償でございます。通勤のため交通機関または有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担すること、自動車その他交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用すること又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員には、通勤に要する運賃等の額に相当する額、給与条例第13条の3第2項第2号に定める額を超えない範囲で規則で定める額又はこれらの額の合計額を費用弁償として支給する。

パートタイム会計年度任用職員の給料は、報酬と期末手当だけというふうに規定されております。通勤にかかわる費用は、一般職の基準に沿って、費用弁償として支給するものでございます。

第2項、パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行（職員等の旅費に関する条例（昭和38年条例第83号。以下「旅費条例」という。）第2条第1項に規定する出張に限る。）したときは、旅費条例の適用を受ける職員の例により支給される旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。前項と同様の理由により一般職の基準に沿って、費用弁償として支給するものでございます。

第3項、前2項に規定するもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条は、給与等の調整でございます。任命権者は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項について、一般職の職員との権衡、職務の特殊性その他特別の事情によりこの条例の規定によることが困難である場合には、町長と協議して定めることができる。

第16条、委任です。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、第1項、施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項、準用。第14条第2項及び第3項の規定は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年条例第号）。——まだ公布されておられませんので号がございません。による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年条例第69号）第1項に規定する職員について準用する。単労職の職員についても、第14条第2項及び第3項の規定を準用するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いをいたします。以上です。

○副議長（横川 清一君） 担当課長の説明が終わりました。

ここで是石議長がお見えになったので、議長を交代いたします。

○議長（是石 利彦君） 皆さん、改めましておはようございます。

これから質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は挙手し、「議長」との発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

本案に対して御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず、条例改正後にこの会計年度任用職員となる現在の臨時職員の方が、本町にどのくらいいらっしゃるかということが知りたいんですね。どの課に何人くらいいてあるのか。そして、最後のほうにありました、別表のところの1級、2級ありますよね、この区別も含めて報告してください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

ただいまこの会計年度任用職員に移行する職員については、ちょっと先になるのですが、議案書の9ページを済みません、お開きいただきたいと思います。

ここに特別職の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例というものがあまして、この会計年度任用職員の創設に伴いまして、これを改正するようになっております。

この理由は、今まで非常勤の特別職として位置づけられていた方たちが、会計年度任用職員の創設に伴い、会計年度任用職員に移行するというものと、あと、会計年度任用職員には適さない、委託、委託するというものに分かれていきますが。ここで9ページにざっと掲げておりますけども、例えば会計年度任用職員に移行する者として、10ページにありますけども、53の保健師、看護師、社会福祉士、管理栄養士などですね。こういった方は今、嘱託職員として町が委託を任用しております。そういった人たちは会計年度任用職員というふうになっていきます。あと、臨時職員ですね。今、事務職として6名、役場の中で任用しているんですが、そういった人たちも会計年度任用職員というふうに移行していきます。

数なんですけども、そういった人たちの数は、実は今45名いらっしゃいます、雇用している方がですね。ただ、その中には、日々雇用とか、週何日とかいう方がおります。そういった人たちもパートタイム会計年度任用職員として移行していくんでありますけども、精査をしていかなければならないところがございますので、この人たちは委託のほうがいいんじゃないかとか、今はそういった形で任用してありますが、委託をしたほうがいいんじゃないか。例えば、小学校の用務員そういった人たちは委託のほうがいいかなとか。今後いろいろ検討する必要があると思いますが、幾ら何人移行するかというのは、今正確には申し上げられないんですけども、45人

のうち40人程度は、会計年度任用職員に移行していくんではないかというふうに思っております。

以上です。

もう一つ。

○議長（是石 利彦君） 言い忘れた。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） もう一つ、7ページの級別標準職務表についてであります。1級、2級に格付するというふうに御説明をいたしました。ここで書いておりますように、定型的、補助的な業務を行う職ということでありまして、今、役場のほうで臨時職員として入っていただいている方ですね、そういった定型的な業務、補助的な業務を今していただいております。こういった方は1級に格付になるかと思えます。相当な知識、経験を有する者というものは、先ほど申し上げましたように、資格を持っている方が2級に格付されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず、4ページの一番上のほうにあります、第8条の（2）、2号というんですかね、この特殊勤務手当。例えばこれどういうものが該当するのかという、具体例があれば教えていただきたいというのが一点と。

それから今回の、給与及び費用弁償に関する条例なので、ちょっと該当しないのかもしれませんが、ちょっと知りたいので、教えていただきたいんですけど。この方たちの有給休暇というのは、どういうふうになっているんでしょうか、ということが一点。

もう一つは、これもちょっと執行部にお尋ねするべきものなのかどうかわかんないんですけど、この方たちは今現在もいわゆる臨職の方ですよ、嘱託の方とか。いわゆる職員組合、労働組合には加入してあるんでしょうか。そこのところをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、特殊勤務手当でございますが、現在、吉富町にはそういった特殊勤務手当を支給する職務はございません。国のほうでは、いろいろ本当特殊なものでありまして、ちょっと資料持ってこなかったんですが、例えば絞首場の執行する人とかですね、死刑を執行する人とかですね、そういった本当に特殊な業務に従事する者ということになっております。吉富町の場合、そういったいろんなものはないということになっています。

それと、有給休暇でございますが、有給休暇につきましては、これは国の基準、国の非常勤職員の有給休暇の基準というものがございまして、それに基づいて、今後策定をしていこうというふうに思っておりますが。例えば、今6カ月間継続して勤務した場合は10日間与えますよとか、勤務日数に応じて有給休暇の数もふえていくんですけども、そういった形で有給休暇は与えてい

きたいというふうを考えております。

それと、会計年度任用職員については、職員労働組合には加入をいたしません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 2ページの第3条、パートタイムの方には通勤手当が支給されずに、フルタイムには通勤手当を支給するということだと思うんですけども。これに関して、現状の職員さんと、例えば算出方法は、支給は例えば2キロから上限が10キロ、例えばですよ。2キロから10キロまでが支給されますよと、例えばの話ですよ。そういう条件がもちろんあると思うんですけども、今回このフルタイムに関しては、現職員さんと同じ扱いをされるのか、何キロから支給されるのか、上限は何キロまでなのかというのがわかれば教えていただけないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

フルタイム会計年度任用職員については、一般職の職員の通勤手当をそのまま準用いたします。パートタイム会計年度任用職員については、この人たちは報酬を支給する対象というふうになりますので、この人たちは、支給するのは報酬と期末手当だけになっております。でありますので、通勤手当を支給されません。そのかわりに費用弁償という形で、一般職の職員に準じて、通勤する割合に応じて、支給をするというふうになっております。

以上です。

それは条例に定められた。一般職の職員の給与に関する条例の第13条の3で規定されているとおりの基準に沿って行います。それには片道5キロメートル未満である職員は、ないですね。町内の方は今支給がないですね。2キロ以上の人に支給をされております。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 1つお尋ねいたします。

この任用職員の法律改正が2017年だとお伺いしております。ちょっと公布の日が、ちょっと私定かではないんですが。この条例の制定の提案が、2018年度にはできなかったのかどうか。それをちょっと説明をお願いしたいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この法律は、平成29年に公布されております。ですので、議員おっしゃるとおり、2年前ですので、去年できなかったかという御質問だと思いますが。これは国のほうからもいろんな、この条例を作成するに当たってどういうふうに運用していくか、どういうふうに定めていくかというのが、どんどん来ました。ことし、今でもまだ来ているような状況

でありまして、県のほうもことしの6月で条例を制定しております。先進的に行った市あたりは、この9月に上程したところもございます。町は、上毛もこの12月だったと思うんですけども、ちょっとおくられているんですけども、決しておくられているというよりも、情報がなかなか入ってこなかったというところから、この12月議会に上程をさせていただいたところがございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なので、ちょっと4点ほどお願いします。

まず一つは、これ会計年度なので、1年ごとの更新だと思うんですが、次年度に雇用するかどうかというのは、どの時期にどうやって判断するのかというのが一つ。

それから、労働条件かなりよくなると思うんですね、臨時の方の。当然人件費は、町が負担する人件費はふえます。先ほどの答弁では、今からこの会計年度任用職員にするのかどうかということを考えていくということだったので、はっきりとわからないと思うんですけど、大体人件費というのは、どの程度ふえるというふうに想定しておられるのかというのが、2つ目ですね。

3つ目は、労働組合の組合員ではないということだったんですけども。というか、ないので、必要なかったのかもしれませんが、労働組合との協議というか、合意は得てあるのかが、聞きたい3点目です。

4つ目は、先ほど最初に説明があったように、全国的にもいわゆる臨時職員の方というのはほとんど、非正規の方ですね、地方自治体でふえていっていると思うんですね。それが正規の職員であるべき人が、そういうふうな非正規になっていくとなると、とても危惧されます。

本町としては、本当に正規の職員としてすべき、雇い入れるべき方向性というか、必要な方はですね、必要な職種というかは、やっぱり正規化すべきじゃないかと私は考えているんですけども、その辺の方向性はどうかという、この4点お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

会計年度任用職員につきましては、継続して任用できるということになっております。それに当たっては、やはり選考、ただ単に誰でもいいというわけではございませんで、地方公務員法で選考により任用するというふうになっておりますので、面接などを行いながら選考していった任用したいと思っております。

継続して任用できますので、いつなのかといいますと、やはりその方の次年度の予定もございませうから、いつにするかというのは明確に今決まっておられませんけども、通常、今までどおり2月ぐらいには、次の年も、その人の希望ですけど、するかどうかという希望があるでしょうけども、そういった希望があれば、2月中には決定をしなければならないだろうというふう

に考えております。

それと人件費についてですけれども、確かに人件費は上がります。そのための同一労働、同一賃金を確保するというので、そういった人たちの待遇をよくしようという制度でございますので、人件費は上がります。これについては全国の市町村が国に対して、それに対する、人件費が上がることにに対する措置をしてほしいというふうに要求をしております。今年度の地財計画の中にも盛り込まれるというふうには聞いているんですけども、それははっきり見ていないのでわからないんですけども、そういった形で措置をされるのではないかとというふうに考えてはおります。

あと、組合ですね。組合に加入しないので、そのことについてどうなのかということですが、会計年度任用職員は、会計年度、1年間の、基本的に1年間の任用でございますので、継続はあるんですけども、そういったところから組合への加入というのは法律でないというふうになっていると思います。そういった人たちが、不当なといいますか、意に介さない、自分の意に介さぬ処分を受けたときにはどうなるかということになるんでしょうけども、組合との話し合いは、今のところはしておりません。法律に基づく改正でございますので、法に沿って行っていきたいというふうに考えております。

それと、あと、正規職員ですね。会計年度任用職員ではなく、正規職員で対応すべきではないかということですが、やはり正規職員を雇用するということは、会計年度任用職員よりもやはり人件費が上がっていきます。そういったところもありますので、今まで臨時職員として、どちらかという安い賃金で雇用されていた人をもっと待遇をよくしようというために始まった制度でありますので、そういった制度を活用したいと。活用して、もっといい条件のもとで働いていただきたいということでもありますので、正規職員をふやすのではなく、逆にこの制度をうまく、うまくという言い方はちょっと失礼なのかもしれませんが、活用して、事務をこなしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、同僚議員たちの質疑をいろいろお聞きしておったんですが、ちょっと確認させてほしいんですが、先ほど、今回の再任用職員というのが、45名ぐらいが対象ということだったんですが、そうではなくて、現在、町で雇用されているいわゆる臨時職員ですね、今回のものが臨時職員等の呼称の総称が変わるということなんですが、いわゆる臨時職員、今まで町で呼ばれていた、が何人ぐらい、うちで何人が対象になるのかと、さっき今同じようなこと言われていましたが、人件費、今回どれぐらい上がる予定にされているでしょうか。これ年間予算として、当初予算にはのってなかったのかなとは思いますが、そのときからでもいいですし、今回の増でもいいですし。今わかるなら。わからなければ、また委員会でもいいんですが、

今もしお手元にあるなら、そこら辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

臨時職員の数ですけれども、38人ですね。臨時職員が38人です。そして、嘱託職員が7名おります。合計45人ということになっております。

それと、あと、これに伴いましてどのくらい人件費が上がるかということなんでございますが、済みません、ちょっと今幾ら上がるという計算は持っておりません。大体どのくらいになるかというの、本当に大体になります。どういう雇用形態になるかというのに伴いまして報酬額が変わってきますので、正確な数字は出ませんが、大体このくらいというのは、委員会までにはちょっとはじきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 詳細はまた総務委員会で聞きますけど。ちなみに今回の法改正以降、当該職員の継続雇用というやつね、いわゆる継続していくかどうかという。これは先ほども言われていたように、うまく使いたい。逆に正規職への登用する義務は生じないのか。いわゆる雇いどめとか何とかいう形で、5年を経過すると自動的に正規職員になると、いろいろあるんですが、そちらに抵触されないのかなとか思うのが一点と。

逆に、職員の中、臨時で今雇われている、いわゆる今回の任用職員が継続して雇われている中で、済みません、やはり私は正規になりたいといった場合、そういう申し入れはできるのか、受け入れるのかどうなのか、そこら辺も教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

正規の職員は、正規の試験を受けて任用いたしますので、その試験に合格をしたらであれば正規職員となることができます。そうでなければ、会計年度任用職員が何年勤めても正規職員にはなることはありません。

正規の試験を受けて、合格したときに任用するものでございます。義務はございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時15分に再開したいと思います。

午前10時10分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（是石 利彦君） お時間になりました。

休憩前に引き続き再開いたします。

----- . ----- . -----

**日程第3. 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

議案書9ページをお願いします。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設され、任用服務規律等の整備が図られるとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されました。これにより、本町の関係する条例12本の一部を改正する必要が生じたので、この整備条例を制定するものでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例第1条は、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

資料ナンバー1、新旧対照表1ページもあわせてごらんいただければと思います。

第1条です。特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第47号）の一部改正を次のように改正する。

別表の改正です。別表中、番号27番から番号61番、次のページにわたってのこの現行の職名中、34番のスポーツ推進委員、議案書の10ページに移りまして、60番の附属機関の委員、61番のその他の非常勤特別職のこれらの方の番号を振りかえて残して、その他全てを削除いたしております。

特別職の非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項の各号に掲げられております。このうち、同項第3号に掲げられる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずるもの、準ずる職員については、この法改正によりまして3つの要件全てに該当する職に限定をされました。

その3つの要件というのは、1、専門的な知識・経験または識見を有すること、2、当該知識経験等に基づき事務を行うこと、3、その事務の種類は助言・調査・診断などの事務であること、この3つの条件に全て該当するというものが地方公務員法第3条第3項第3号の非常勤特別職というふうになりました。

現在、吉富町においては同項に掲げる特別職として、本条例の別表に掲げる非常勤特別職を任用しております。法改正により、さきに説明いたしました要件に該当しない非常勤特別職が存在することになりましたので、別表から削除するというものでございます。

なお、削除された非常勤特別職は、消防団員を除きまして、会計年度任用職員あるいは業務委託などに移行をしていくということになっております。

議案書10ページをお願いいたします。新旧対照表は4ページでございます。

第2条、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和33年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

第5項、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

分限条例、この分限条例第3条の規定は、休職の効果を定めるものでございます。一般職の職員の休職の期間は3年を超えない範囲内と定めておりますが、会計年度任用職員については、任命権者が定める任期の範囲であるということを明記するものでございます。

次、第3条です。第3条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表は5ページでございます。

第3条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和33年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

次の第3条第1項に地方公務員法を任用する条文を加えましたので、任用条文を設けるものでございます。

第3条第1項中「6月以下」の次に「の期間において、」を、「給料」の次に「（法第22条

の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第号）、第8条に規定する額を除く。）」を加える。まだ公布されておりませんので番号がありません。

第3条第1項の規定は、給料の減額の効果を定める規定でございます。パートタイム会計年度任用職員は報酬でございますので、報酬を減額するというふうに明記するものでございます。

議案書11ページに移りまして、第4条です。

第4条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表は6ページでございます。

第4条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第23条の3を次のように改める。新旧対照表もごらんいただきたいと思います。

以前は、現行は臨時または非常勤職員の給与となっておりますが、これを会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与としまして、第23条の3、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与（報酬を含む。）については、この条例の規定にかかわらず、職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に定める。

第2項、地方公務員法第22条の3に規定する臨時的任用職員の給与に関し必要な事項は、常勤の職員及び会計年度任用職員の給与等を考慮しつつ、その職務内容、勤務形態等を勘案して別に定める。これはもう臨時的任用職員が会計年度任用職員、臨時的任用職員の給与というふうに変まりましたので、そのまま変わったということを明記するものでございます。

第5条は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表は7ページでございます。

第5条、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、これにつきましては法律名が変更されたため改正するものでございます。

「第261号）」の次に「第22条の2第1項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び」を加える。これは単純な労務に雇用された会計年度任用職員は前議案にございました、吉富町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例は、規定をせずに単純な労務に雇用される職員の基準に基づいて給料の種類及び基準を定めると規定するものでございます。

次、第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次

に次の1号を加える。

第3号として、給食調理員を加えました。第2条の規定は、単純な労務に雇用される職員の範囲を定める規定でございます。もともと給食調理員という記載がございませんでしたので、今回、給食調理員を明記するというものでございます。

新旧対照表は8ページでお願いをいたします。

第9条の見出し中「再任用職員の」を削り、同条に次の1項を加える。

第2項、第3条中扶養手当、住居手当及び勤勉手当は、会計年度任用職員には適用しない。第9条の規定は、この条例の適用除外を定めています。会計年度任用職員には扶養手当、住居手当、勤勉手当は支給いたしませんので、第3条の給与の種類から除外するものでございます。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

第10条の見出しです。会計年度任用職員の給与の支給方法等。

第10条、会計年度任用職員の給与の支給方法及び給料を除くその他の給与の額及び昇格等の基準は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、職員の給与との権衡を考慮して、別に規則で定める。給与の支払い方法は、規則で制定するというものでございます。

別表2、1級の項中「労務職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。会計年度任用職員は、1級に格付をするものでございます。

第6条は、職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表は9ページでございます。

第6条、職員等の旅費に関する条例（昭和38年条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を、これは直後に地方公務員法を任用する条文を加えましたので、引用条文を設けるものでございます。

「職員等」の次に「（法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。以下同じ。）」を加える。地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員は、パートタイム会計年度任用職員でございます。旅費にかわり費用弁償を支給するため、除外をするものでございます。

次の第7条は、吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表は10ページでございます。

第7条、吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和40年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条、消防団員には、次表の左欄に掲げる区分により、当該右欄に掲げる報酬を支給する。ただし、年の途中で新任、昇任又は退任した場合は、月割りをもって支給する。

区分、金額（年額）であります。

役付消防団員、団長9万円、副団長5万6,000円、分団長4万3,000円、副分団長3万5,000円、部長3万円、班長2万9,000円、一般消防団員は2万5,500円となっております。

消防団員は、改正地方公務員法においても非常勤の特別職と位置づけられております。

現在、非常勤の特別職のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬が支給されておりますが、先ほど除外をいたしました、本条例が存在するにもかかわらず特別職の報酬条例に委ねる必要がございませんので、本条例で報酬等を規定するものでございます。

なお、金額等は変更をしておりません。

次、第8条です。第8条は、吉富町職員定数条例の一部改正でございます。

新旧対照表は11ページでございます。

第8条、吉富町職員定数条例（昭和48年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用の者」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する職員及び法第22条の3に規定する職員」に改める。これにつきましては職員の適用除外をうたっておりますけれども、地方公務員法の改正により現行の臨時的任用職員は、地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員または同法第22条の3に規定する臨時的任用職員に移行されますので、条文の改正を行うものでございます。

議案書は13ページになりまして、第9条、吉富町公営企業職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表は12ページでございます。

第9条、吉富町公営企業職員の給与に関する条例（昭和50年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号）」の次に「第22条の2第1項、」を加える。吉富町公営企業職員に任用された会計年度任用職員についても、本条例を適用するため追加するものでございます。

第2条中「第68条）」の次に「及び吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第号）」を加える。会計年度任用職員は、前議案、吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用するというものでございます。

第10条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表は13ページでございます。

第10条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同条

中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員」に改める。地方公務員法の改正により現行の非常勤職員として任用されている嘱託職員等は、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員または同法第22条の3に規定する臨時的任用職員に移行されますので、条文の改正を行うものであります。

次、第11条です。第11条は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表は14ページでございます。

第11条、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

第5号、給料を支給される職員、法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額。フルタイム会計年度任用職員のうち、任用期間が1年未満の職員の公務災害補償は、この条例の規定に基づき補償をされます。フルタイム会計年度任用職員は、給料を支給される職員でございますので、第5号に給料を支給される職員の規定を設けるものでございます。

次に、第12条です。第12条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表は15ページでございます。

第12条、職員の育児休業等に関する条例（平成29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。第7条第2項は、勤勉手当の支給に関する規定でございます。

会計年度任用職員には勤勉手当は支給されませんので、除外するものでございます。

次、第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。育児休業第8条の規定は、復職後の昇給に係る給与、号給の調整に係る規定でございます。会計年度任用職員には昇給がございませんので、除外するものでございます。

附則。第1項、施行期日、この条例は令和2年4月1日から施行する。

第2項、経過措置、第11条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用するというものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 関係条例の整備に関する制定ということで法改正によるという説明だったんですが、この中で別表中以外で、別表中は各自治体で違うと思うので、別表中以外で法改正による改正に基づかない、いわゆる町独自の何か制度部分があるのかどうかというのが1点。

もう一つは、町の条例上で今回の条例を制定するに当たって、特別職報酬審議会というのがあるよね。これはここの審議とかいうものは、この条例改正そのものには必要なかったのか。その2点、ちょっとお伺いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

法改正に基づきましてこの整備条例をしているところでございますので、全て法もやはり市町村の裁量に任せるといようなものもございます。例えば、さっきの条例でありましたけれども、期末手当の是非です。期末手当の割合とかいうものはやはりそれぞれの町の実情に合った割合といようなことがありますけれども、本町の場合は再任用職員、一般職の職員ではなくて再任用職員の支給割合にしますよといような形にしております。それについては大きな独自というものではありませんで、法の裁量に任せるとい範囲内のことはございます。そういったところで

あと報酬審議会に諮る必要はないかということですが、特別職非常勤の職員であれば報酬審議会に諮る部分もあると思いますが、今回そういった職員が任用職員というふうに位置づけられますので、職員のほうは先ほど申し上げました1級・2級に位置づけをするということになります。それについては規則で規定をしたいと思っております。その方法についても、国からの例あるいは福岡県の例、近隣の例を参考にしながらしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） わかりました。その報酬審議会の対象外になるから要らないといことだったと思うんですね。

今お聞きしたように今後、国とか県によって会計年度任用職員にするかというのがあるという話と、先ほど説明でも少し触れたんですが、今回のこの法改正で自治会長さんとか交通指導員と

か消防団員、これらは任用職に当たらないのか。町では先ほど別というふうな説明をしたので、これは法的にはどうなのか、解釈上どうなるんですかね。町の場合、どういう位置づけにしているんですか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

まずは自治会長でございますけれども、これはいろいろ議論がありまして、どういうふう会計年度任用職員にするのか、あるいは業務委託にするのかという議論がありまして、これは福岡県で統一的に業務委託にするというふうになりました。自治会長は業務委託という形で移行するようになります。

あと交通指導員も、いろいろどうするかというのを今後検討していかなければならないと思っておりますが、会計年度任用職員として任用するのが正しいのか、あるいは、やはり自治会長と同じように業務委託にするのが正しいのかというのは今後、検討していかなければならない点でございます。今の時点では業務委託になるのかなというふうに考えております。

消防団員については先ほど説明で申し上げたんですが、地公法で消防団員は今までどおり非常勤の特別職というふうにそのままうたわれておりますので、先ほど説明したとおり、消防団員の条例の中にその報酬額を定めたところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4. 議案第57号 吉富町課制条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第57号吉富町課制条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

先日の議会全員協議会で御説明いたしました内容と重複する点がございますが、御容赦願いたいと思います。

議案書16ページをお願いいたします。あわせて、本日配付いたしました資料ナンバー2もあわせてごらんいただければというふうに思います。

資料ナンバー2の1ページは、先日11月29日の議会全員協議会で配付いたしました資料と同じものでございます。吉富町課制条例の制定についてでございます。

社会情勢の急速な変化に伴い、新たな行政課題が山積みしております。

また、住民の皆様のニーズも多様化しており、このような課題に総合的かつ機能的に展開できる組織、また住民の皆様に親切で、よりきめ細やかなサービスを提供できる組織に編成する必要があります。また、令和という新しい時代を迎えましたので、来年4月にぜひ機構改革を実施したいと考え、本条例を提案するものでございます。

吉富町課制条例。

吉富町課制条例（平成20年条第1号）の全部を改正する。

第1条、課の設置、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設ける。

第1号、未来まちづくり課。第2号、総務財政課。第3号、住民課。第4号、税務課。第5号、福祉保険課。第6号、子育て健康課。第7号、建設課。第8号、地域振興課。第9号、上下水道課。

このほかの課といたしまして、資料ナンバー2の2ページに記載をしておりますように、会計課、教務課、課ではございませんが、議会事務局がでございます。これらにつきましては、自治法の他の条文や他の法律に基づいて設置されるため、本条例には記載をしております。

第2条は、事務分掌でございます。

課の分掌事務は、次のとおりとする。

第1号、未来まちづくり課。

ア、安心、安全なまちづくりに関すること。これは災害対応、消防、防犯など危機管理全般を担当します。現在、総務課が担当している事務でございます。

イ、町行政の総合企画及び特命事項の調査、調整に関すること。

ウ、広域行政に関すること。町の総合的計画・企画、各課の調整を担当いたします。現在は企画財政課が担当しております。

エ、土地利用及び都市計画の策定に関すること。現在、土地利用は企画財政課、都市計画の策定は産業建設課が担当しております。土地の総合的な利用計画を担当する課をここに一本化するものでございます。

オ、広報、広聴及びシティプロモーションに関すること。現在、広報は企画財政課、広聴は総務課が担当しております。広報、広聴を一本化し、シティプロモーション、人とのコミュニケーションを図りながら、町の魅力を発信していく取り組みも行っていきます。

カ、町長の秘書に関すること。

キ、栄典、表彰に関すること。

ク、対外的な交渉に関すること。

ケ、統計に関すること。現在、総務課が担当している事務をここで担当いたします。

第2号、総務財政課。

ア、議会及び行政一般に関すること。

イ、職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。現在、総務課が担当している事務でございます。

ウ、予算その他財政一般に関すること。

エ、町有財産の取得、管理及び処分に関すること。現在、企画財政課が担当しております。企画部門と財政部門を分離することにより、企画部門を担当する未来まちづくり課において豊かな発想に基づく取り組みを企画できる体制を確保するものでございます。

オ、情報政策に関すること。

カ、電算業務全般に関すること。現在、オは企画財政課、カは総務課が担当しております。同じ情報化推進でございますので、ここに一本化するものでございます。

キ、文書及び法制に関すること。

ク、行政改革に関すること。

ケ、組織及び事務能率に関すること。現在、これらは総務課が担当している事務でございます。

コ、寄附の採納に関すること。現在、企画財政課が担当している事務でございます。ふるさと納税も、ここで担当する予定でございます。

サ、契約に関すること。これは建設工事の指名願いの受け付けや、現在、各課で行っている入札事務や契約事務を全て一手にこの総務財政課で行うというものでございます。

第3号、住民課。

ア、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

イ、国民年金に関すること。

ウ、人権及び男女共同参画に関すること。

エ、一般廃棄物処理及び清掃に関すること。

オ、環境及び公害対策に関すること。

続きまして、第4号、税務課。

ア、町税の賦課徴収に関すること。住民課及び税務課につきましては、主な分掌事務は変わっておりません。ここに記載されていない細かな事務については、これから協議を進めていくことにしております。

第5号、福祉保険課。

ア、社会福祉に関すること。

イ、高齢者福祉に関すること。

ウ、障害者福祉に関すること。

エ、国民健康保険（保険税の賦課及び徴収は除く。）に関すること。

オ、後期高齢者医療に関すること。

カ、介護保険に関すること。

キ、公費医療に関すること。

ク、町営住宅の管理（営繕は除く。）に関すること。

第6号、子育て健康課。

ア、子育て支援に関すること。

イ、児童福祉に関すること。

ウ、保健衛生に関すること。

エ、健康対策に関すること。福祉保健課と子育て健康課は、現在の健康福祉課の事務を2課に分けるものでございます。高齢者や障害者に対する福祉業務と子供たちに対する福祉業務、子育て支援、健康対策を分離し、住民の皆様によりきめ細やかなサービスを提供するものでございます。

なお、福祉保険課のク、町営住宅の管理のうち営繕、これは住宅の建設工事や修繕工事ではありますが、これについては次の第7号、建設課が担当をいたします。

第7号、建設課。

ア、土木、建築に関すること。現在、産業建設課が行っている事務でございます。

イ、公共施設の営繕に関すること。これにつきましては、現在、各課で行っている施設の建設、増改築、修繕などの設計、施工管理は、この建設課が一手に行います。

さきに申し上げましたが、入札事務、契約事務は一手に総務財政課が行います。そして、設計・施工管理はこの建設課が行い、最後の工事検査業務につきましては、この条例には記載しておりませんが、会計管理者が行うと、そういう公共工事の事務の流れを確立したいと考えているところでございます。

ウ、都市計画の運用に関すること。都市計画の策定に関することは、未来まちづくり課が行い、実務は建設課が行います。

エ、公園及び緑地に関すること。現在、産業建設課が行っている事務でございます。

オ、公共用地の取得に関すること。現在、各課で行っている公共用地の取得事務を一手に建設課が行うものでございます。

第8号、地域振興課。

ア、農林水産業に関すること。

イ、商工業に関すること。

ウ、地域振興に関すること。

エ、観光に関すること。

オ、消費者行政に関すること。地域振興課の事務といたしましては、ア、農林水産業、イ、商工業、オ、消費者行政、これについては現在、産業建設課が行っております。しかし、ウ、地域振興に関すること、エ、観光に関することは現在、企画財政課と産業建設課とにまたがっている事務が多々ございます。これをこの地域振興課に一本化するものでございます。

第9号、上下水道課。

ア、浄化槽に関すること。上下水道課は、公営企業といたしまして上水道、下水道の事務を行いますが、町長部局の事務といたしまして、現在、住民課が担当しております浄化槽に関することを担当します。浄化槽設置に対する補助金などは、下水道計画区域と密接に関係をいたしますので、この上下水道課が担当をいたします。

第3条、委任、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、第1項、施行期日です。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則、第2項は、吉富町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正でございます。

資料ナンバー1、新旧対照表の17ページをお願いします。

吉富町予防接種健康被害調査委員会条例（昭和52年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉課」を「子育て健康課」に改める。吉富町予防接種健康被害調査委員会の庶務を子育て健康課に改正するものでございます。

附則、第3項は、吉富町災害復旧特別資金貸付条例の一部改正でございます。

新旧対照表は18ページでございます。

第3項、吉富町災害復旧特別資金貸付条例（平成3年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「総務課」を「未来まちづくり課」に改める。吉富町災害復旧特別資金運営審議会の事務局を未来まちづくり課に変更するものでございます。

附則、第4項は、吉富町政治倫理条例審議会設置条例の一部改正でございます。

新旧対照表は19ページをお願いします。

第4項、吉富町政治倫理条例審議会設置条例（平成11年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「総務財政課」に改める。吉富町政治理論条例審議会の庶務を総務財政課に改めるものでございます。

附則、第5項は、吉富町都市計画審議会条例の一部改正でございます。

新旧対照表は20ページでございます。

第5項、吉富町都市計画審議会条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「産業建設課」を「未来まちづくり課」に改める。吉富町都市計画審議会の庶務を未来まちづくり課に改めるものでございます。

附則、第6項は、吉富町子ども・子育て会議条例の一部改正でございます。

第6項、吉富町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉課」を「子育て健康課」に改める。吉富町子ども・子育て会議条例の庶務を子育て健康課に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。——ごめんなさい。ちょうど12時です。

暫時休憩に入ります。再開は13時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

担当課長の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この条例に関して、ちょっと関連になると思うんですけど、過去に、この課制条例の改正されたことがあります。そのときに、どういう手続を踏み、どのぐらいの日数がかかったのか。確認できる範囲でいいので、説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

課制条例につきましては、大きく変わったのが平成20年の、この全部改正前の条例ですね、

最近で1番大きく変わったのはですね。それは、産業経済課と建設課が合同になって、今の産業建設課ができたというのが大きな機構改革の最後です。もう11年前です。そのときにどういった過程を踏んだかということなんですけども、私の記憶では、各課から代表者を集めて話し合いをしたという記憶がございます。その案をもってという、その案どおりにはたしかなかった、できてなかったです。その案どおりで、ではなっておりません。条例改正はされておりましたが、そういったことはした経緯はございました。その前につきましては、もう、ちょっと済みません。わかりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 時間はわからん。どれぐらい時間かけたか。

総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのときに審議をした時間がそんなに、何カ月かだったと思う、記憶しています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） それに関連して、特に審議会なんか設けなくて、このたびと同じように、各課職員とおして討議をして、討議を重ねて提出したというようないきさつでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回はですね、今回は全職員がアンケート、全職員に対してアンケート調査を実施し、そして、各課、全ての課に聞き取り調査、ヒアリングをし、それをもとに素案、たたき台をつくりました。そのたたき台をさらに各課に渡して、各課の中で協議をしていただいて、その協議した結果を持ち寄って課長会議を4回開きました。というように、全職員の意向をもとに今回の機構改革を行っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） まさに今同僚議員が聞いたことを、私も聞こうと思ったことなんですけど、関連して、今の課長の答弁で答えは十分だと思うんですけど、平成20年の、統合したわけですね。この統合によって、時代にそぐわないというか、結局、統合したことで多くの弊害が見られた。その結果、全職員のアンケートに基づいて、今回、社会情勢の急激な変化、町民のニーズに合わせた。また、新しい令和という年にふさわしい課制という形で提案されたというふうに受けとめていいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのとおりでございます。日々社会が変化しておりますので、それ

に対応するというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点あります。一つは、この案の中に、会計管理者が税務課長を兼務するとありますが、このほかにも、兼務が想定できるものがありましたら、お答えください。

もう1点は、全協での説明の中で同僚議員が指摘していたと思うんですけど、今回の改革案の中に、先ほども言われましたように、職員に対するアンケートや聞き取り調査。その中で住民の意見も一定反映はされていると思うんですけども、直接的に住民が参加して改革案がつけられたわけではなかったという点があるかと思います。それで、これ、可決されて、実践していく中では、やっぱり、検証していくことが必要だと思います。住民の皆さんがどんなふうに感じているとか、困っているとか、いいとか。そういう検証についてはどのような方法でなされるのかということ、2点、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

この課で兼務できる、課長の兼務ですね。課長の兼務ができるような課はないのかというところでございますが、これにつきましては、今から、この課制条例ができて、全員協議会の中でも御説明いたしましたが、資料ナンバー1の1ページ目にありますように、係あるいは担当する事務というのを今後検討していきます。その中で、そういった話が出るかもしれません。ここで、じゃあ、この課とこの課とこの課の課長が兼務できるかも、じゃないかとなったときは、それは、また町長のほうに進言をして、可能でありますと言え、なるかと思えます。なければ、ならないと。それがなければ、ならないというふうに思っております。

あと、もし、今後、これを行って不都合が出た場合どうするのかということですが、やはり、不都合が出たら、そのままにしておくわけはいきませんので、また、改めて見直しを行う必要があれば、行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私言ったのは、不都合があればということではなくて、やっぱり、こういった大きな改革をしたら、その都度その都度、一定期間を置きながら検証していく必要があると思うんです。どうだったのかということ。そういうのはどういうふうな方法でなされるのか。もちろん、日ごろの課長会議とかだと思うんですけども、そこら辺、何か決まった形での会議なり何かがあれば、どんな方法で検証なさるのかということをお聞きしたかったんです。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 1年後に、また会議をしましょうよというようなことは、今、約束していません。ただ、今、毎週月曜日に、課長、主幹の管理職でミーティングを行っています。そういった中で、それともう一つ、課長、今度は課長だけの会議を月1回やっています。そういった中で、この改革によって、どういった不都合、不都合といいますか、どういったところが、もうちょっと、こうすればよかったなとか、ここはちょっとおかしいなとかいうのが出てくると思います。そういった中でどんどん話していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 今回は課制条例の中で、未来まちづくり課、その中に危機管理室という新たに室または係が設けられるようになってはいますが、この室長または係長がトップになるのかわかりませんが、そういった方を上に置く前に、例えば、経験者を置くのか、例えば、元自衛隊OBを置くのか。今の総務課か、そのまま配置される人材を置くのか。どのような人材を置く予定にしているのか、ちょっとお答え願えますか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これは、室につきましては、今、主幹という管理職がございます。この主幹をこの室長として置きたいなというふうに考えております。今のところ、外部から招聘するという事は、今、考えていません。その主幹を置きたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） また、細かいのは総務委員会のほうでも聞きますから、ちょっとわかる範囲で教えてほしいんですが、大きく3問ちょっと聞きますね。

これ、第8次、吉富町は行政改革実施計画か、これに基づくものだと思いますが、先ほどの説明の中でもあった全職員へのアンケート、各課の聞き取り。これはいつぐらいにやられたのかということが1点。

2つ目は、その後、各課に持ち帰って、当案件に関して、ミーティングなり、課内の、課の中の会議か何か、そういうものを行ったのかなというのが、2点目。

3問目、例えば、これの中の3ページに、機構改革の検討とあるんですが、それによって、それによるかわからん、さっき、課長会4回して決定したちゅう話あったんですが、課長会をね。これらの各課ミーティングやアンケートとかをとったときに、どのような問題点があったか。それと今後、課題、残る課題みたいなのはなかったのか。そこら辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、アンケート調査は9月に、9月22日に庁内の掲示板のほうへアップしました。それで
行いました。それを受けて、それから、その後、各課ヒアリングを10月24日、28日、
29日の午後、半日かけて、全課に行っております。

それに基づいて、素案を決定いたしました。11月の上旬に素案を決定いたしまして、それを
課長に配付をいたしまして、各課で検証してくれと、みんなで話し合ってくれということで検証
して、11月中に4回、課長会を開いて、こういう案になったというものでございます。

どういった案が出ていますかというのと、やはり、ここで、私が先ほど説明したように、例えば、
入札の流れですね、一連の流れ。今まではそれぞれの課が全ての一連の流れをやっていたんです
が、それに特化した、一手にそういったものをやるほうが効率的であるし、専門性も発揮できる
というようなものとか。あと、福祉課がやっぱり業務が多いので、分けたほうがよりきめ細やか
なサービスが提供できるんじゃないかと、そういった意見がここの中に入ってきているというも
のでございます。

あと、課題は、まだあります。確かにあります。細かな業務というのが全然決まっていな
いんです。そういったところが今課題になっています。実は。誰がどの業務を持つのか。どこにやるの
かというのは課題になっています。これは、また、いろんな大きな話し合いになると思いますの
で、ここはちょっと課題でございませう。あと何やったですか。

先ほど申しあげましたように、各課で協議を進めておりまして、それを持ち寄って課長会を開
いております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 細かい話は、まだ、これから、また煮詰めていくと思うんですよ。
今まで職員に特定の部署、特定の人に負担が大きかったのは事実でしょうから、その解消にな
るのは、もう十分、私もわかりますので、それはぜひ進めてほしいとは思いますが、少し気にな
ったのが、例えば、先ほど今回の会議が始まる前に、議案の訂正箇所というのが先日送ってき
て、なおかつ、また今回出た。職員が、この間、2回人事異動があったので、それがまた4月に
あると大丈夫かなとちょっと心配になるから、それもあって、ちょっと聞きよったんだけど。

ちょっと、もう1件行きます。

お役所を民間と直接比較するというのは、これはできないことなんです。本来全然違いますか
ら。商売、もうけをもうけるものと、もうけとは別にもうけができないものを住民サービスとし
てやる部署である役場と一緒にするわけにいかないんですが、例えば、成長企業の新しい会社で
は、今、部と課を取り除くという。以前は組織をいっぱいつくって分散化するほうがいいという
ことで、松下とかが、どんどんどん事業を大きくして、部署をふやしていった。最近の会社

は違って、全てを取っ払って、一つ、ワンセクション。ワンフロ。今回、ワンフロア化というのも言っていたんで、例えば、ワンフロアにしてしまっ、ワンセクションにしてしまうというのは、その都度にその人たちが集まる。例えば、駅前事業みたいなものをするときは、産業課の担当、建設課の担当、企画課の担当、財務課の担当が1チームをつくって、その事業が終わったら解散。そういう形です。そのような企業も出てきています。例えば、ワンフロア化をするのであれば、極論やけど、ワンセクション、全てがワンストップ。こういうふうにしたほうが効率性が高いんではないかなとも思うんです。このような議論はなかったですか。ちょっと、そこを教えてください。（「議論ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） そういう議論はなかったかということ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 課を取っ払って、全てフラットにしようという議論はございませんでした。ただ、今の課を、課長、課長を今10人でしているんですけども、その課をまとめられるんやないかという議論は、例えば、総務部門であれば、総務部門。住民に対するサービスを提供している分野の住民サービスの。あと、工務。産業とか、上下水、そういったことを担当している部分があれば、部門。その3つの部門には分けられるんじゃないかなという議論はありました。そのときに、じゃあ、それを統括する人も置けばどうだろうかというような話がありました。全部をとというのは、残念ながらありませんでした。そういった部門別というものはありました。あと、そういったところです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員、3回目。

○議員（5番 山本 定生君） 行政という立場で考えると、やはり、役職上で課というものが必要になるんですね。だから、そこは仕方ないんで、別に課長をなくせとかではなくて、いわゆる、最近の自治体で言うと、部をつくる。例えば、豊前市なんかは、総務部局、教育部局というふうに、今説明したのはそうでしょう。私も言ったように、要はそういう話ね。ただ、部長職をつくるというのがいいかどうかは別として、こういうふうなものがあるって、議論があったのかなって、ちょっと、そこだけ聞きたかった。

行財政改革とは、事業の選択と集中。最小の経費、投資で、最大の効果。これが大前提だと思います。これ追及するものだと思います。それに基づいて、第8次吉富町行政改革実施計画というのがあるんだと思いますが、これらを行うこと、今回のこれらの改革を行うことに当たっての経費。係る今現在の経費。人件費がふえる部分も多少はあるでしょう。部署異動による運搬費も出てくるでしょう。看板とかつくったりとか出てくるでしょう。これが庁舎増改築を昨年やったばかり、昨年ちゅうか、2年前か、やったばかりで、はっきり言うけど、住民の生活に直接関係ないよね、今回のこれは。直接。その上で事務的な経費の増額がどれぐらいを見越しているか。

概算か何かあれば、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

本当小さいところから言えば、ゴム印から1個ずつ変えていかなければならないというのがあります。今、今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、電算システムを改修をしなければいけません。課が統廃合されましたので、そういったものをしなければならないのに、今、見積りの段階ですが、385万円かかる。これには電算システムの改修と、あと、端末を移動したりしなければいけないので、庁内LANの配線とかいうのもかかっております。そういったものもかかった上で、385万円というふうになっております。全員協議会でも御説明いたしましたが、1階に入って、すぐ、ずっとローカウンターでしたいと。今、それを今、絵を描いております。また追加提案させていただきたいというふうに思っておりますが、それが、じゃあ、幾らかかるのかというのは、まだ、ちょっと、今ここで答えられません。ただ、ローカウンターなどは、一昨年に設置しましたローカウンターを、それを再利用して活用したいというふうに思っております。だから、活用できるものは活用するというので、庁舎の個体を扱うわけではなくて、カウンターを動かしたりするような経費でございますので、一昨年前に改造したのに、またするのかというふうに言われれば、そうなんですけども、本体をするわけじゃないんで、カウンターを変えると。それも最小な経費になるようにして変えたいというふうに思っておりますので、そういったところを御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第57号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号吉富町課制条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5. 議案第58号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第58号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） それでは、議案第58号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

それでは、議案書の20ページをお願いいたします。

内容について説明をいたします。

議案書の21ページとあわせまして、資料ナンバー1、22ページ、新旧対照表で説明をしたいと思います。

今回の条例改正につきましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、今回、印鑑登録証明事務処理要綱におきましても、一部改正が行われました。

この改正の内容につきましては、成年被後見人等に係る印鑑登録における欠格条項などの一律な権利制限がされている規定の見直しが図られております。

これを受けまして、町の印鑑条例について所要の規定の改正を行うものであります。

では、議案に沿って説明をいたしたいと思います。

吉富町印鑑条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「満15歳未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。」を「次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。」に改め、同項に次の各号を加える。第1号といたしまして、「15歳未満の者」、第2号で、「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」。

この第2条第2項の改正規定は、印鑑登録をすることができない者について規定をしておりますが、成年被後見人についての権利制限が見直されたため、第2号で欠格条項の削除を行うものであります。これまでは、成年被後見人の審判を受けた者については、一律に印鑑登録を受けることができませんでしたが、今回の改正により、成年被後見人から印鑑登録の申請があった場合は、成年後見人など法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請がなされたときは、意思能力を有する者として印鑑の登録を受けることができることとなったことによる改正であります。

第5条第2項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がなされている」に改める。

この改正につきましては、事務処理要領の改正に伴い字句の修正を行うものであります。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。慎重な御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対して質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 法による改正という説明なのですが、法改正以外の町独自改正がないか、その確認だけお願いします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） お答えいたします。町独自の改正はございません。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。もう一度、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書23ページ、あわせて、資料ナンバー1、新旧対照表、これも23ページをお願いいたします。

人事院勧告の内容に沿って、本町の給与条例を改正するものでございます。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定は3つです。月例給の引き上げ、ボーナスの引き上げ、そして、住居手当の改定というふうになっております。

月例給につきましては、本年4月時点で、民間給与が国家公務員の月例給を平均387円、率にして、0.09%上回る結果となりました。このため、4月にさかのぼって給料表を大卒初任給で1,500円、高卒初任給で1,900円、30代半ばまでの職員が在職する号給について、増額の改定を行っております。

ボーナスにつきましても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給割合が国家公務員を0.06月上回ったことから、0.05月分の引き上げ勧告が行われています。

なお、この引き上げ分については、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するというようになっております。

住居手当につきましては、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万6,000円とし、これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円とするものでございます。

本町の給与条例につきましても、人事院勧告に沿った内容で改正いたしたく御審議をお願いするものでございます。

では、説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を、「幹部職員にあっては」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の112.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の117.5」を加える。

12月に支給する勤勉手当の割合を100分の0.5、0.05月分引き上げるものでございます。前段は、再任用以外の職員、いわゆる一般職の職員、後段は、一般職の職員のうち、課長または主幹の職にある者の割合でございます。

なお、今年度は、再任用職員の勤勉手当の改定はございません。

別表1を次のように改める。

大卒初任給で1,500円、高卒初任給で1,900円、30代半ばまでの職員が在籍する号給について、増額改定を行っております。

議案書26ページをお願いします。

新旧対照表は、30ページでございます。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

この第2条の改正は、附則にございますとおり、令和2年4月1日、来年度から施行するものでございます。

第13条の2第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、先ほど申し上げましたが、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を「1万2,000円」から「1万6,000円」に引き上げるものでございます。

次、同条第2項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

住居手当の支給月額、家賃月額と1万6,000円との差額が1万1,000円以下の職員についてはその差額を、その差額が1万1,000円を超える職員については、その超える額の2分の1の額を1万7,000円を限度として、1万1,000円に加算した額とするものでございます。

これによりまして、手当の上限が2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げられました。

次、第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合は100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5）」を「100分の95（特定幹部職員にあっては100分の115）」に改める。

第21条第2項は、勤勉手当の支給割合を定める規定であります。来年度から6月に支給する勤勉手当と12月に支給する勤勉手当の割合を同じ率にするものでございます。

なお、年間の合計支給割合の変更はございません。

前段は一般職の職員、後段は一般職の職員のうち、課長及び主幹の職にある者の割合でございます。

附則、第1条、施行期日等、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

6月と12月の勤勉手当の支給割合を同じ率にする規定と住居手当を改定する規定及びその住居手当に関する経過措置は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

第2項、第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改定規定を除く。次条において同じ。）による改定後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

給料表の改定は、平成31年4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

第2条、給与の内払。

改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改定前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条、住居手当に関する経過措置でございます。

第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第13条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第13条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

第1号、第2条の規定による改正後の給与条例第13条の2第1項に該当しないこととなる職員。

第2号、旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第13条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員。

これ、住居手当に関する経過措置でございます。

住居手当の改正に伴い、改正前の手当額より改正後の手当額が2,000円を超えて減額されることとなる職員については、令和3年3月31日までの間、改正前の手当額から2,000円を控除した額を住居手当として支給するというものでございます。

第2項、前項に定めるもののほか、同項の規定により住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第4条、規則への委任。

前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の改正が実施された場合、今まで住居手当を受けていたのに受けられなくなる方がいるかどうかということと、それと、今、本町の職員給与のラスパイレス指数は幾つでしょうか。2点お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

まず、最初に住居手当の問題です。この改正によりまして、住居手当を受けられなくなる職員は存在しません。ただ、減額される職員が存在します。

まず、2,000円減額される職員が7名、1,950円減額される職員が1名、1,000円減額される職員が2名。逆に、1,000円増加する職員が1名ということになっております。

それとラスパイレス指数でございますが、ことしのラスパイレス指数は、ちょっと、まだ、発表されてないのではないかなというふうに思っているんですけども、平成30年のラスパイレス指数は、94.9%というふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、住居手当に関しては、本町の場合は、減額される方のほうが多いということですよ。ということですね。わかりました。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これは毎年の人事院勧告による改正ということだったんですが、これ、例年であれば、12月1日前、いわゆる11月中に臨時会というものを招集を、今まではしていたんですが、今回はちょっと違うみたいなんやけど。今後も、もう臨時会の必要はなくなるという前提で、今回話は聞いていいのかな。ちょっと、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、今までは、11月。それは基準日12月1日前に開催、臨時議会を招集いたしまして、御審議をお願いし、可決をいただいております。それによりまして、年度内に人事院勧告に基づいた給与の増額分を職員は支給を受けることができておりましたが、今回12月1日を超えて議会上程いたしましたので、この人事院勧告に基づく差額は、今年度中には支給されませんで、来年度、支給されるようになりました。これについては、組合のほうといろいろ交渉いたしまして、今回はもう、こういうふうにさせていただきたいということで、納得し

ていただいた上で、こういうふうには上程しているんですが、今後も、年を越して支給するような形になるかどうかというのは、まだ組合との話をしながら決定することになるんですが、なるかもしれません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これをお聞きしたかったのは、これも一つの行政改革のあらわれなのか。その確認をしたかった。今までは、私のほうから、委員会のほうで、1回提案したこともあるんですけど、確実に11月中にしないといけないのであれば、11月中に初日を、議会を持ってきて、初日可決にすればどうですかという提案も、たしか、昨年したと思うんですよね。でも、それはなかなか、条例変えるのはこちらなんで、変えられるんで、勝手に変えてもいいんだけど、そんなんせずに、こういうふうにはできるのであれば。ただ、これによって職員が、わあ、給料もらえるはずやったんにとか、ちょっと余り不平不満がたまらないようにしてほしいと思うけど、行革の一端ということでもいいのか、それとも、新しい町長が変えましようつったのかわからんけど、そこら辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それは、山本議員のほうから、そういうふうには指摘、指摘といいますが、そういうふうにしたらどうですかという提案をいただいております。11月中、12月の前にずっとやってきたんですけども、周りを見たら、12月に入ってやっているというところも結構ありました。前みたいに差額が10何万円も出るというような、今、ことはないです。そんな高額な差額が出た場合は、私も、年中、年度内には欲しいなとは思いますが、今は本当残念ながら少額です。何万円というようなことですので、職員の皆さんには、組合の皆さんには御理解をいただいて、こういうような形になりました。行革の一環かと言えば、行革の一環でこうしたんだというふうなことではしておりません。すぐに議会が開催する中で、あえて前日に臨時議会を開くのもどうなのかというところを話し合いながら、組合と話し合いながら、こういうような形になったというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7. 議案第60号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書29ページ、資料ナンバー2。本日お配りしました資料ナンバー2の新旧対照表3ページです。お願いをいたします。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

人事院勧告の内容に沿って、一般職と同様、改正を行うものでございます。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1、第8条関係、労務職給料表でございます。

高卒初任給で2,000円、40歳までの職員が在職する号給について、増額の改定を行っております。

議案書32ページをお願いします。

附則、第1条、施行期日等であります。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。給料表の改定は、平成31年4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

第2条、給与の内払。

改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（この条例において「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。本案に対し御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 確認ですが、この条例改正案についても、職員組合との合意はできているのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 一般職と同様、同意をさせていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8. 議案第61号 吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第61号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、御説明をさせていただきます。

議案書33ページ、あわせて、資料ナンバー1の32ページの新旧対照表をお願いいたします。

議案第61号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この一部改正条例は、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行され、これまでは一度登録指定をすれば無期限であった上水道の指定給水装置工事事業者の指定期間について、5年ごとの更新制度が設けられることとなりました。この指定は、町内にて水道施設工事を行う事業者の営業行為に伴う手続であり、受益者負担の観点から、令和2年4月1日から、指定

及び更新に係る申請受付人件費及び物件費の原価相当分を手数料として徴収するための一部改正でございます。

議案書の34ページをお開きください。

吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

吉富町水道事業給水条例（昭和47年条例第125号）の一部を次のように改正する。

第30条に、次の2号を加える。

第4号、指定給水装置工事事業者の指定手数料、1件につき、8,000円。

第5号、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料、1件につき、8,000円。

この4号、5号につきましては、これまでは、町が指定をするという考え方、また、指定の当初一度だけということから、手数料は、これまでは徴収をしておりませんでした。今後につきましては、現在103社を台帳に登録しており、5年ごとに更新することなどによる更新の事務の追加、また、台帳管理に係る人件費、通信運搬費や事務用品代の原価を積み上げ、1件当たりの手数料を新規、更新ともに、8,000円としたものでございます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対し御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の水道条例改正に伴う手数料、今、8,000円の根拠が物件費、通信運搬費とか、その他というふうな説明があったんですが、この算出は今のような根拠でよかったのかと。この8,000円については、別個に消費税がかかるのか。ちょっと、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 8,000円のまず根拠でございますが、今、町のほうには、手数料等の原価をはじき出す基本のシートがございます。その中で、例えば、受け付けの処理の人件費等につきましては、受け付け、その資料の調査、処理、決裁の時間、そして交付に係る時間、そういったものを積み上げて、まず人件費というものを算定をいたします。さらに、相手の方への通信運搬費、やりとりをする通信運搬費、申請のコピー用紙、コピープリンターのトナー一台、そういったもろもろの物件費、そういったものを積み上げて、8,000円という金額を割り出しております。

それと消費税につきましては、この手数料につきましては、非課税扱いというものになってお

ります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） もう一度、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第62号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第62号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号令和元年度吉富町一般会計

補正予算（第6号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

----- . ----- . -----

**日程第10. 議案第63号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に
ついて**

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第63号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑を行います。

補正予算書をお出してください。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

次に歳入6ページ、7ページ。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出に入ります。

8ページ、9ページ。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この国保会計については、昨年からか、県に統合されたということだったんですが、町の医療費が県下で突出しているということが以前から言われとるわけですが、このことについて、県から町に対して、持ち出し分の増額とか、圧力じゃないけど、打診とか、そういう話とかいうのは来ない、来てないか、来ないもんなのか。そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

残念ながら、山本議員言われたようにうちの国保は県でも上位にあります。逆に上位にあるから、激変緩和ということで、ほかの町村には迷惑をかけていますが、吉富町としては激変緩和の恩恵を受けているというふうになっていきますので、かかった以下の分で、県のほうから負担金の請求が来るというふうになっております。今現在は上位で、ほかの町村に御迷惑をおかけしている状況になっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、給与費明細書、10ページ、11ページ、12ページまで。

以上、補正予算書全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第63号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号令和元年度吉富町国民健康
保険特別会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。

ここで暫時休憩とります。再開は2時5分。

午後1時59分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（是石 利彦君） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第11. 議案第64号 令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第64号令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追っての質疑を行います。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ。

歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入5ページ。

同じく総括、歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について、御質問はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 当初予算のときでも、いつも聞きよるけど、この時点でもいいし、

わかる時点でいいんで、現在、町内全体で後期高齢者の人数。ちょっと、その辺のことを教えてください。対象ついたらいい。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 11月末現在で、後期高齢者の対象人数は、1,079人となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

7ページ。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第65号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第65号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について、議題といたします。

これから、ページを追って質疑を行います。

補正予算1ページ。

補正予算実施計画2ページ。

予定貸借対照表3ページ、4ページ。

補正予算明細書5ページ。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 配水池が新設になってから、少し漏水箇所がふえたということをお聞きしたんですけれど、その後の経過は、どんなふうですか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

新配水池ができて、先般、広報にも掲載をさせていただきましたが、大規模な漏水は1件、先般、幸子上区内で発生をいたしました。その前後あわせまして、大規模な漏水は、今のところ、発生はしておりません。ですが、深夜のですね、深夜の1番配水量が少ない時間帯、従前でありますと、旧10号線より下のほうでは、深夜の1番少ないときは、大体時間当たり4トンほどが出ておりましたので、それが少し、一、二トンふえております。ですので、下流域で小規模な漏水が数カ所あっているんじゃないかなというふうには考えております。その対応については、今、今後精査をして早急な対策をしたいということで、準備を進めております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 給与費明細書。（発言する者あり）ごめん、失礼しました。

補正予算明細書5ページ、ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 済みません。直接的じゃないんだけど、さきの台風19号、21号によって全国各地で大規模な水害があり、そのときに水道がストップしたという自治体が大変多かった。これについて、町での対策というものはとられているのか。ちょっと、こちら辺について。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

吉富町の場合につきましては、テレビ等で大災害が起きたああいった浄水場というのは、流域で流木が流れ込んだり、土砂で貯水槽、貯水池あたりが埋まってしまっているというような形で、長期間、断水なり給水制限がかかっているという状況でございますが、本町の場合は、幸子の浄水場、浄水池、浄水場がございますが、そこは基本的には、井戸を掘って、井戸の地下水をくみ上げて、それを急速ろ過をして浄水をしてございますので、流木が流れ込んでいたり、土砂が流れ込んで長期間浄水ができないというような構造にはなっておりません。ただ、一時的に山国川の水位が上がったときに水没をするということが過去にもございましたが、それは一時的なものでございます。濁度が取れば、またすぐに配水ができるという状況状態でございますので、長期間、断水、給水制限というのはないように心がけておりますし、当町では余り想像できないのかなというような思いでおります。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今説明がありましたように、以前、幸子の浄水場が水没をし、そ

れがろ過されるまでの一定期間断水という形というか、あのときは計画的に少し量を減らすというかたちよね、皆さん、なるべく使わんでくださいという程度で終わったんだと思います。ただ、今回、全国的に水道がとまった中には、大規模停電によって、くみ上げポイントとか、ポンプアップのやつがとまるとか、そういうことによって、結局、水がずっと使えないという状況が続いたようです。この辺は、町の場合、我が町の場合、今言われたように、川とかから治水の場合は流木云々だけど、停電の場合、この場合、うちの町の場合はどういう問題があるか。ちょっと、そこら辺について教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えします。

まず、本町の場合につきましては、水をつくる場所幸子浄水場におきましては、自家発電装置がございます。装置につきましては、毎月の点検とこういった台風、大雨等については、動力でするので確実に動くようにいたしています。ですので、停電になりましても、そこについては、油ですね、油の供給が途絶えなければ、発電は十分できていると思っています。

それと、もう1つは、そこで水を送りまして、最後に東病院の前のポンプ場でさらに配水池等へポンプアップをしております。佐矢野の前でございます。その2つの箇所には自家発電の装置がございませんので、毎回、台風そういった大雨のときには、リース会社より発電機をリースを必ずしております。ですので、そういったときについては、その発電機を活用する準備をしております。リースは必ず行っていますが、発電機を使った実績は近年ではありません。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。3回目ですよ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） もう1点だけ。

今言われたように、町の施設はもう大丈夫というのはわかりましたけど、例えば、町の施設も一部ある。例えば、幸子団地がそうやけど、あっこも中にポンプアップの水道がある。別府も多分そうだったと思うんです。あと、ほかに、民間のアパートがいっぱいあるけど、そういうところに可能性出てくるんですね。今の話だと、結局、自家発電があるから何とかできる。それ以外のところは、どうしても制限かかる可能性があるということだよかったか、そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 町で考えますと例えば、町営住宅につきましては、受水槽一般のアパート等も受水槽がございます。上下水道課においては、そこまでのポンプアップ、等までは、準備をいたしておりませんが、本来であれば、それぞれの管理部署において、大規模ではなくてもいいかと思いますが、発電の装置の準備というのはしといたほうがよろしいかと思っております。当然、町のほうが上下水道課のほうで大型の発電機をリースしております。それは、基本

的には、今先ほど言いましたそのポンプ場から配水池に上げるためのということでございます。ただ、ずっと動かしておく必要はないかもしれません。ですので、町の施設の場合は、合間を縫って、ダンプに積んでおりますので、それが移動するというのも可能ですが、ただ、ずっとそこに置いておくわけにはいきませんので、また、ポンプ場に持って帰ってこないといけないということです。今後については、そういった所管についても、そこら辺を十分検討していく必要があるなということで考えています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） いいですか。済みません。

給与費明細書6ページ、7ページ。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 済みません。今、担当部署にお聞きしながら、ちょっと思ったんですけど、私が言うてたのは、今言った公的な住宅に関しては今みたいな形でできるという話やったんですが、民間も、今、これだけアパートを建てています。中には、ポンプアップでやっているところも多数あるんじゃないかなと思うんですよ。これ、総務、危機管理の状況から、各こういう施設には、こういうのを用意したほうがいいですよとかいうことは投げかけたりとか、確認したりとかしていますか。そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 高層な建物については、ポンプアップして屋上に受水槽を設けて市営住宅の水道水を供給しているところがあるとは思いますが。そういったところがどこにあるのかというのは、済みません。ちょっと、今、把握をしておりません。一応、把握する必要があるかなというふうに今感じています。検討していきたいと、以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 昔の建物ってね上にタンクがあって、そこにポンプアップやけど、今もうリアルタイムポンプアップ。停電すると、ずっと使えんです。やけ、それを知らない人、知らない、民間のほうがかえって、こういう危機管理はしているかもしれないけどね。町としても、町で、もし起きたときに、今言うたように、うちの町は水道が出るのに、この施設だけ出ないというのは問題なんで、一度確認とることをお願いしたいと、お願いじゃない、そこはしてもらえるかどうか、早急に、今、うちの災害対応ということでね、そこを確認させてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 上下水道課のほうで、受水槽を設置しているアパート、例えば、

アパート等々について把握ができております。ですので、そこは総務課のほうとうちの持っている資料を出しまして検討したいと思います。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先日の台風で、かなり住民の皆さんもいろんな心配していると思うんで、町としては、こういうように対策していますよ。ちゃんと調べていますよというのをぜひ発信をしていただきたいと思いますので、その辺も踏まえて……。

再度、災害担当課長に一言。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今の上下水道課長が答弁したとおり、お互いで話し合いをして検討したいと思います。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 出直して、ちょっと質問いたします。

先ほど、新貯水池ができてから、そのような計画があるというふうに、うわさでなく、聞いていて、補正が出るたびに当初の、及び、補正が出ると楽しみにしていたところ、本予算にも上がっているということで、この町名設置工事について、どのようなレイアウト、どのようなものができるか、ちょっと説明お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

今回、補正予算で145万円の追加予算を計上させていただいております。内容につきましては、今現在、御存じのとおり、二塔式の円形の素地がブルーの塔が立っております。あの塔を2塔利用いたしまして、今のところは、中津方面から見たとき、それと豊前もしくはマルミヤの方向を、あちらの、コスモス、マルミヤのあちらの方向から見たときに、町のPRができるような町名を大きく入れたいという形で考えておりますので、デザイン、字体等につきましては、プロポーザル方式、デザインと金額、両方を選考させていただいて、最も金額面、デザイン面ですぐれたものを採用して、町のPRとして、吉富町をPRする広告塔として活用したいということで、今回上げさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 私の意見ではないんですけども、かねてより町民の方々より、私がそういうのを聞いて回ったときに、子供たちがよそに行って帰ったときに、吉富に帰ったねという心とむような、また、そこに住んでいる町民の方々が、私たちの根源にかかわるものだから、見て、安らぎを持てるようなレイアウトにほしいねといったことを、私の意見ではなく町民の意

見としてお伝えし、質問を終わります。（発言する者あり）

○議長（是石 利彦君） 全般、もう一度、質問ございませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 私の意見ではなく、町民から、今、承ったことを聞いたことに対する御回答をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） そういったところを十分考慮をして、また、意見等を調査していただいて、いいものをつくりたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。

議案第65号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第66号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第66号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑を行います。

補正予算1ページ。

補正予算実施計画2ページ。

予定貸借対照表3ページ、4ページ。

補正予算明細書5ページ。

給与費明細書6ページ、7ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） さきに議会報告会を行ったときに、ちょっと一部の方から、ある方から質問というか、要望というか、御意見がございましたので、ちょっと、ここで質問したいんですが、これ上下水道課だけではなくて、総務とか、住民課もかかわるかもしれません。

各町にある、各地区にある集会所。集会所の下水道のつなぎ込み。これを行う場合のつなぎの接続、接続改修費というのか、工事費とトイレ改修費、これに関しての補助。その辺のことを教えてほしい。町の助成かな。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

集会所、各地区の公民館でよろしいですね。公民館につきましては、補助金要綱がございまして、区振興補助基準要綱というものがございまして、各地区の公民館に対する改修等の補助をしております。これによりまして、下水道の場合、公共下水道へのつなぎ込みの場合は、改造費の10分の10を補助します。その限度額がございまして、40万円。40万円を限度として、10分の10の補助をしているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ごめんなさい。2分の1と思いよった。先日2分の1、上限があって、2分の1という説明してしまったんで、じゃあ、その方にお伝え、議会のほうで訂正をしたいと思います。

今、40万円の上限と言われたんですが、11月にも実施したばかりの災害避難訓練。このときに、いわゆる災害などでは、一時避難所というのが各地区の集会所である場合が大半だと思います。場合によっては、自主避難所として利用される地区もあるかと思うんですね。災害の内容によっては、町まで来るのが、例えば、夜とかね、危ないから地区で使うと。地区に泊まってくださいという場所もあるかと思うんです。そういう公共性の高い住宅というか、建物ね、これは。特殊な場合だと思うんですけど、衛生面でも必然的なものだと思うんです。水道、下水道関係は、これ改修は、補助というよりも、町の責務というふうな考え方ではどうなのかなって、そういう検討はされてないのか。そういう問題はないのか。今後必要ないのか。ちょっと、その辺、どちら、どっちになるんかわからんけ、ちょっとどうでしょう。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、昨年、避難勧告を出したときに、フォーユー会館ではなくて、公民館泊まったという人もございました。そういった意味で、下水道が通っているところは、下水道をしていただければ、衛生的に使えると思います。ただ、40万円という限度額、今、過去見ていても、大体40万円あったらできているというふうに思っております。風呂があるわけではない、風呂もあるのが1番いいんでしょうけども、トイレと流しぐらいですので、40万円であれば、今まではできているというふうに認識しています。以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） そしたら私たちのほうでもある方から言われたことに関して、その辺は説明したいと思います。

町のほうでも、下水のほうも、せっかく改修してこういうのができるけ、ちょっと検討したらどうですかという投げかけをしてほしいですし、特に災害関連、部署では、今言ったように、自主避難所という形で利用されているところもあるわけですから、できれば、そういうのもしてはどうですかというのを投げかけてほしいと思いますが、そういうことはやっていただけないか、検討してもらえないか、どうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 下水道を事業していく場合につきましては、必ず、地元説明会を開催します。工事の内容を説明すると同時に、下水道ができた後、どういった業務負担が生じますよということをあわせて、下水道法の中で、3年以内に、供用開始から3年以内に法律で接続をしてくださいという法律になっております。それを近年は特に周知をさせていただいております。当然、会場でありますその公民館につきましても、あわせて、早期のという形で、助成制度も紹介の上、進めさせていただいておりますので、積極的に今後も推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第67号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて

○議長（是石 利彦君） 日程14、議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて。

吉富町及び中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（令和元年吉富町条例第10号）の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の41ページをごらんください。

定住自立圏の形成に関する協定書（案）でございます。

吉富町（以下「甲」という。）と中津市（以下「乙」という。）は、両自治体の行政区域を含む圏域において、深刻化する少子高齢化や都市への人口流出の問題に対し効果的に対応するためには、自治体間の連携と互いの役割分担が重要であるとの認識を共有し、この協定を従来の行政の枠組みにとらわれず、求められる施策に柔軟に対応する新たな仕組みとすることを決意し、以下のとおり協定を締結するものでございます。

第一編は、総則でございます。

第1条は、語句の説明でございます。最初の1号、圏域とはということで、ここで、圏域は、福岡県築上郡吉富町及び大分県中津市の行政区域を合わせたものをいうものでございます。

第2条は目的でございます。

次のページにわたっての第4条でございます。

第4条につきましては、協定の変更について規定されております。

第4条、本協定を変更しようとする場合は、変更内容に関し甲乙が事前に協議を行い、合意をもって変更するものとする。

第5条は、協定の廃止に関してでございます。

第5条、甲乙いずれかより本協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、相手方の意思にかかわらず、相手方が通告を受けた日から2年後に本協定はその効力を失うと書かれております。

あと、第2編以降は、まず3つの大きな視点ということで、柱の説明を以前させていただきましたが、その3つの視点に関して、取り組みの内容、吉富町の役割、中津市の役割という条立てとなっております。

まず、第二編につきましては、生活機能の強化に基づく具体的な取り組みとして、第一章では、小児救急医療に関して記述されております。これは、休日及び夜間の小児救急センターを設置し、診療体制を安定かつ充実させ、子供を安心して育てることができる社会の実現を図るため、小児救急に係る医師人件費等を圏域自治体で支援することとしております。

この取り組みにつきましては、圏域の全自治体が連携項目として協定を既に締結しておるところでございます。

4 3 ページをお願いします。

4 3 ページの第二章は、スポーツの振興として、圏域にあるスポーツ施設の機能の維持や強化、連携したスポーツ大会等の開催、住民ニーズに対応したスポーツ施設の効率的な利活用、特色ある施設の相互利用の促進についてなどを定めております。

これにつきましては、築上町を除く自治体が連携項目として協定を既に締結しておるところでございます。

それでは、4 4 ページをお願いします。

第三章は、勤労者福利厚生対策として、圏域の中小企業の従業員に対する共済金の給付や余暇活動に対する助成を行うサービスセンターの運営を支援することとしております。

この取り組みにつきましては、圏域の全自治体が連携項目としての協定を締結しておるところでございます。

次に、第三編に入りたいと思います。

3つの柱の2つ目でございます。

結びつきやネットワークの強化に基づく具体的な取り組みでございます。

第一章では、公共交通として、圏域の生活機能を確保するための施設等の利用者の利便性向上のため、新たな路線の構築や公共交通ネットワークの連携について定めております。

豊前・中津コミュニティバスの計画がここに該当するものでございます。

この取り組みにつきましては、豊前市が既に連携項目として協定を締結しておるところでございます。

4 5 ページをお願いします。

第二章は、定住・移住促進についてでございます。

圏域への移住及び定住を促進するため、空き家や分譲地等の必要な情報の共同発信、受け入れ体制の充実に向けて取り組むこととしております。

これにつきましては、上毛町と豊前市が連携協定として既に協定を締結しておるところでございます。

4 6 ページをお願いします。

第三章の圏域内外の住民との交流では、圏域の交通ネットワークを活用した広域観光ネットワークを形成し、観光振興及び圏域内外の交流人口の増加に向けた連携について規定をしております。

これにつきましては、圏域の全ての自治体が連携項目とする協定を締結をしております。特に、その5番です。甲の役割。要は吉富町の役割のところなんですが、「甲は、山国川周辺において、山国橋の景観整備、山国川かわまちづくりにおける整備により、観光資源の魅力の向上を図

る。」とうたっております。これにつきましては、中津市との連携協力のもと、本町が独自に取り組む項目となっておりますのでございます。

第四章ですが、広域道路網の整備でございます。物流の円滑化や生活機能の利便性向上など、圏域間の道路網の整備や広域的な交通ネットワークの整備促進等について定めております。この取り組みにつきましては、圏域の全自治体が連携項目として既に協定を締結しておるところでございます。

47ページをお願いいたします。

第四編ですが、マネジメント能力の強化です。具体的な取り組みとしましては、自治体職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化のための合同研修の開催等について定めております。これにつきましては、圏域の全ての自治体が連携項目ということで、協定を既に締結しておるところでございます。

48ページをお願いします。

最後に、第五編、その他としまして、連絡会議の開催とか、1番最後ですが、議事の協議などについて記述がされておるところでございます。

ちなみに、この同様の協定書案が中津市におきましても、この12月議会に上程されておるところでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長による説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対して、御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 幾つかあるんですけども、まず、お金の流れがどうなるかというのがよくわからないんですけど、例えば、費用負担のことが書いてありますよねえ。これは一体どこに、例えば、一部事務組合だと、一部事務組合で会計があって、予算決算になるんですけども、この定住自立圏の場合、お金は一体どこに行って、どんなふうに使われているかということ、私たちはどうやって知ることができるかというのが、まず1つです。

それから、変更ということが、協定の変更というのがあったんですけども、もちろん協定書そのものが変更されるのだから、変更の場合には議決の対象になると思うんですけど、その辺の確認ですね。

それから、いろいろなことが書いてありますが、例えばですよ、第四編のところでは、マネジメント能力の強化というところで、取り組みの内容として、いろいろ書いてあって、合同研修や圏域外の専門家の招聘等を行うと、いろんなこと書いてあるんですけども、それがどのように計画されて、どのように実施されて、その結果、どうだったということは、どこで、どのように把握できるのかなというような、まず3点をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

最初の事業費といいますか、その流れについてでございますが、今回、事業費といいますか、協定に伴って負担をするべき金額等もございまして、それにつきましては、今、協定を結ぶ前段につきまして、中津市と協議を重ねておりまして、来年の4月1日からの正式加入になるわけですが、その前に、令和2年度の当初予算等に計上すべき金額ということで、各々取り組んだ場合の事業費についての資料はいただいたところでございます。金額の概算につきましては、全員協議会だったと思うんですが、資料をお渡したことがあります。そのところに金額は書かれておったかと思えます。その金額は、一度、予算をそういうふうを組みまして、中津市と連携を組むわけでございますから、中津市のほうに負担金として納めるわけでございます。ただ、事業によっては、いろいろ実績に応じて最終的な金額の調整が入ります。例えば、小児救急センターの支援事業でありましたら、これは、基本的には、患者数に応じての案分というようなことになりますので、年度の終わりと思うんですが、そこで精算されるというような形になろうかと思えますし、ほかにもいろいろ人口案分されるものとか、均等割でいく分とか、人口割であわせて、50%、50%でいくものとか、いろいろ内容はあるようでございます。協定するちゅうことで、一度、中津市のほうに負担を負担金として納める形になろうかと思えます。

それから、2点目ですが、変更ということで書かれているということですが、もちろん、この協定の内容を変更するに当たっては、議会の議決が必要でございます。その議決を受けて、それを相手方にお知らせするという流れとしてはなるわけでございます。

3点目の例えば、マネジメント能力の強化の研修の件ですが、実際、この研修等については、中津市のほうがどういった研修をやるかというような計画を組むようでございます。それにつきまして、圏域のほうにお知らせが来まして、それについて参加をどうでしょうかというような流れになるみたいでございます。今のところ、令和2年度についての研修の内容等は示されておりませんので、この前、お渡しした資料にも事業費みたいなものは計上されてなかったかと思えます。これが実際に協定が組まれて、組まれた後、令和2年度に何かの合同研修をいたしましようということになりましたら、それに伴う事業といいますか、費用といいますか、そういったものは、その時点では発生するんじゃないかなというようなことで、ただ、そういったことにつきましては、この協定の中で、今から決まっていくというようなことで、今、ビジョンも、実は平成31年と令和元年度末までのビジョンで1回ビジョンが切れます。新たに令和2年度から新しいビジョンになりますので、そういった中で、具体的な話になっていくんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、私のイメージでは、例えば、1年に1回、年度当初に一つの、幾つかのありますよね。くりが。その中で計画がなされて、実践がされて、費用も上がって、そして、1年の終わりにどうだったということが検証されて、次の年度に向かう。そういうふうなイメージだったんですよね。それで、例えば、会議も、これによれば、必要に応じて連絡会議となっているので、きちんとした定期的な会議ではないみたいなんですけど、この辺の自分自身の中でイメージは湧いてないんですけども、そこら辺、わかれば、わかりやすく教えていただきたいですね。

それから、1つ、私、ここでおかしいなと思ったんですけども、今の課長の説明を聞いて、そういうことかと思ったんです。負担金は受益に応じてお互い払うのに、補助金は中津市に入る。中津市が請求して、それは中津市に入ると書いてあったので、何でそうなのかと思ったんですけど、結局、中津市の財政の中に吉富町が払うお金はもう組み込まれていくということですよ。うん。そうすると、普通ですと、議会ですと、お金がどんなふうになっているんですかということ聞いたりとか、いろいろできるんですけど、私たちは、ある程度、中津市議会にそれ任せないといけないという感じになるんですかねえ。その辺も、ちょっとお金に責任持つ立場としては、何か、白紙委任やないけど、そうなるのかなあ。先ほど、ちゃんと数字を出して返してくださるとかいうのもあったんですけども、とにかく見えにくい立場なのかなという印象を持っています。

それと、もう一つ最後に、47ページの広域道路網の整備の中の26条の2項の号ですね、周防灘湾岸線道路。これの整備促進をするということが1つの項目として上げられているわけですよ。ということですよ、これ読めば。これに対して、これを見たとき、ちょっと意外だったんですけど、周防灘の海岸線で、この計画というのは前からしてはいたんですけど、私の知っている中には、磯浜の自然破壊につながるということで、懸念の声もあるんですけども、そういうところは御存じなのかどうか、その3つですね。もう一度、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

最初の質問にありましたが、今回の協定を結ぶに当たって、中津市のほうから、当初の予算を組むための金額というのもお示しがあったわけです。それにつきまして、当初予算を組みまして、協定が結ばれた後、その負担金という形で、中津市のほうに納めるようになろうかと思えます。ただ、一つ一つの事業につきましては、例えば、患者の数であったりとか、あと、バスにつきましては、距離按分であったりとか、そういったもろもろの按分の関係がございますので、それとか、乗車人数の関係とかもあります。そういったところが勘案されたところで、最終的には調整をされて、負担金の調整があるわけです。というようなことになりますので、中津のほうに全額

を1回納めて、それがそのまま終わるとかというようなことではないというところでは、御認識をいただきたいなというふうに思います。

それから、会議の必要に応じてということなんだけどちゅうことで質問があったところですが、ちょっと触れましたが、共生ビジョンというのが組まれます。それが今のところ、今年度で一応切れるんですが、来年度からのまた5年間の共生ビジョンというのがありまして、とりあえず、その5年間のビジョンなんですが、1年ごとに検証を行ってございます。その検証を行うための会議というのは、必ず、必ずといいますか、その年度の末ぐらいに行われているようでございます。そこで、いろいろ意見を取りまとめまして、その次の年度にはどういうふうにそれを反映させていくのかというようなところが、そういった会議を我々は出て、いろいろ意見も言えるようになっていきますので、そういったところは、必要に応じてというような、そういう意味でございます。

それと、最後に、周防灘湾岸の道路、周防灘湾岸道路につきましては、広域で取り組む道路として、吉富町が中津市のほうから、もう既に小祝のほうに来ている道路のこの先を吉富町のほうにつないでいくというようなことで、大きな中津市との連携項目であるという認識のもと、ここに表示を上げたところでございます。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。ほかに。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 第四編まであって、第三編の公共交通。先ほど担当課長のほうから説明があった中で、コミュニティバスでしたか。今、豊前市さんから市民病院、途中、ゆめタウンにとまってというコミュニティバスが通っています。今回、定住自立圏の中で、この公共バスが今案として上がっております。例えば、交通、コミュニティバスの締結は可決して来年の4月から運行開始になると思うんですけども、これ1年間、例えば、運行を開始して、どうも乗車率が悪いと。吉富に関して。幾ら町内巡回バスと連結をうまくしても、なかなか乗車率が上がらない。年間200万円でしたか。200万円ちょっとだったと記憶しておりますが、どうも、そのぐらいの費用対効果が見込まれないという検証結果出たときに、1年間で吉富町は手を引きますと手を挙げて、それが中津市、頭にある中津市は、ああ、吉富さんいいですよという簡単にいくものなのか、議会の了解を得ないといけないのか、または、そういう委員会の中で、いろいろ話し合った中で、なら、吉富さん、わかりました。議会に持って帰って、もう一度協議してもらえんですかと、どういう流れで手を引けるのか。手を引けないのか。そこんところ、ちょっと教えてもらえないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 協定の変更というふうになるわけでございますが、先ほど第一編の第4条のところでは触れましたが、本協定を変更しようとする場合は、変更内容に関し、吉富

町と中津市が事前に協議を行い、合意をもって変更するものというふうになっていますので、当然、乗車率の関係等で、なかなか費用対効果が出ないというふうになったとした場合にも、やはり、吉富町と中津市のほう、もちろん豊前から来ているバスでございますから、豊前も含めたところでの話し合いを進めていく。そこを重視していく。まず、そこからというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 総務委員会なんで、また総務でも聞きますけど、この件を発表してから、私も豊前で2回聞かれました。いつ、吉富にとまってくれるんですかと。というのが、やっぱり、東病院に行かされている患者が大変多いんですね。豊前は。私の近所もいっぱいいます。ぜひ、とまってくださいと。もうとまるんですかねというふうに聞かれました。吉富の町民だけではなく、吉富に利用する方もメリットがある。大変いいことだと私は思っていますし、待ち望んでいる方、吉富の中でも聞きます。

このことについて、今回の目玉は、この部分が1番大きいと思うんですが、この当協定による中津・豊前コミュニティバスの町内停車は、いつから始まる、いつから停車する見込みか。それが1点と。

その場合、バス停の改修、そういう必要はないのか。例えば、利用者用の椅子とか、屋根。今、ついているところとついてないところがあるけれど、今回とまるところに全てあるのかというのがあるんです。1点と。

もう一つ、今回、豊前・中津コミュニティバスのバス停というのは、結構大きな標示が立っている。吉富町のは本当簡易的なものしかついてないんで、これ、向こうに合わせないといけないものなのか。どうなんか。その予定はあるのか。前回、お示しした330万円のうち、バスの分が209万円か。この中に、もう既にそのような予算も組まれているのか、どうなんか、そこも踏まえて教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） いろんな事業につきましては、それぞれの担当課同士で協議をしておりますので、コミュニティバスは総務課がしておりますので、私のほうが回答をさせていただきます。

いつからコミュニティバスが運行されるのかと申し上げますと来年の4月1日からの予定で話を進めております。

あと、バス停についてなんですけども、今回、吉富町に4カ所バス停を設けるように今検討をしております。場所は、豊前市から中津のほうに来て、中山病院、あそこのところに1つ。そし

て、吉富町役場前、あと、駅、そして、駅をぐるっとロータリーを回って、旧吉富タクシーのところ、その4カ所でございます。

現在、屋根があるのは、役場の前と駅前になっております。あとの2カ所はないんですけども、今回は、まず屋根をつけるという計画は、今のところはございません。今後、県の補助金等を勘案しながら、補助金がいただけるようであれば、つけていきたいなというふうには思っておりますけども、4月の段階でつけるという計画は今のところございません。バス停なんですけども、バス停につきましては、今回の予算で計上させていただいております。40万円——今回の予算で計上させていただいております、4月の運行に向けて準備をしていきたいというふうに思っております。

その形状なんですけども、まだ決まっておりません。確かに豊前と昔のバスストップみたいな形でわかりやすいようなほうにしておりますけども、これを合わせるという話は全くしておりません。吉富は吉富の形状にしたいなというふうに思っておりますが、これは今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） この定住自立圏の形成に関する協定書の案の前文にあることは、私らしい質問とは思いますが、あくまでロマンちゅうか、理念として言えば、この吉富、中津市の行政区域を含む圏域の各自治体の皆さんと手と手を取り合い、とにかく、この地域を発展させたい。その思いからの加入と考えてよいでしょうか。町長に質問です。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 自分も発言していませんでしたけど、最後にお答えさせていただく機会を得ました。

今、梅津議員からの発言がありましたことに、何とかお答えさせていただきます。

まず、最初に岸本議員が白紙委任のお話がありましたけれど、私は、立ち位置が変わっても、議員として培ってきたことを、1度たりとも忘れたことはありません。しっかりと皆さんと意見交換をしながら、住民の幸せが一番ということに向かっていくつもりであります。

今、梅津議員がおっしゃいましたが、そのとおりでもあります。皆さんは、やっぱり、住民の代弁者として、ここにおられるわけであります。そして、その代弁者の声は、やっぱり、しっかりと私たちは受けとめなければいけません。今後の各委員会ですり合わせをしながら、頑張ってお互いに頑張っていければいいなと思っています。

応分の負担ということもありますが、近隣とですね、自分たちの町だけが、良くなればいいということでもありません。やはり、近隣の町がともに浮揚していった活性化に向かって頑張れる

という体制が1番でありますので、定住自立圏構想に関しましては、今からいろんな意見がたくさん出てくるとお思いますので、その都度、皆様に御相談も申し上げながら、お知恵を借りて、頑張っていきたいと思っておりますので、応えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについては、総務文教委員会に付託いたします。

—————・—————・—————

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時05分散会

—————